

空き家の活用や相続で困ったら…

専門家にご相談を!

弁護士

司法書士

宅地建物取引士

「空き家を売りたい・貸したい」、「空き家の相続で困っている」など、空き家に関するお悩みは、下記までお気軽にご相談ください。

問題解決の
お手伝いをします。



☆相談時間(※団体により除外日・時間あり)
月～金曜日(祝日を除く)
10時～16時(12時～13時を除く)

☆相談方法(1回の相談時間は20分以内)
電話で相談の予約
⇒折り返し相談員がお電話します。

空き家の相談内容	相談はこちらへ
売却や賃貸等(不動産取引)に関する事	神奈川県宅地建物取引業協会 県央支部 ☎(046)224-6561
	全日本不動産協会 神奈川県本部 県央支部 ※水曜日は休業 ☎(046)225-5198
共有物件の売却、相続等 権利関係の整理や財産管理等 に関する事	神奈川県弁護士会 ☎(045)211-7719
相続登記、成年後見等 に関する事	神奈川県司法書士会 ※13時～16時(直接相談に応じます) ☎050-5212-0632

厚木市と上記4団体は「空き家等対策の推進に関する協定」を締結し、相互に連携して空き家対策を進めています。

問い合わせ

厚木市 住宅課 空家対策推進担当 ☎046-225-2330
〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所第二庁舎12階
FAX: 046-224-0621 E-Mail: 5550@city.atsugi.kanagawa.jp